

# 芦屋の人



講演で「芦屋の歴史」語ります

去年(平成十五年)の七月から三カ月に

一回のペースで、茶屋町の西法寺本堂をお借りしてスタートした「講演茶屋亭」は、おかげさまで一周年を迎えることができました。前回は、私と師匠で「芦屋の歴史」を元にした新作講演を掛け、あ

りがないことに立ち見が出るほどの人生として捉えれば、波乱万丈な運命を生き抜いてきたふるさとの姿が見えてくると思います。私は人生に悩んだ時、子どもの頃の直なところ、こんなに芦屋の人が芦屋の歴史に関心があるとは思っていなかったのです、とても驚きました。

講師・旭堂 南半球

お客様にご来場いただきました。正直なところ、こんなに芦屋の人が芦屋の歴史に関心があるとは思っていなかったのです、とても驚きました。

命を生き抜いてきたふるさとの姿が見えてくると思います。私は人生に悩んだ時、子どもの頃の直なところ、こんなに芦屋の人が芦屋の歴史に関心があるとは思っていなかったのです、とても驚きました。私は学校でもあまり目立たない子どもでしたが、ガンダムやラピュタのロボット復活のシーンなどを口と身振りで表現するのがうまく、クラスの友達に喜ばれたことが今から思えば講演家というものに強く惹かれていくきっかけだったように思います。これからは芸を磨き、口と身振りで人々を夢の世界にいざ

なうような、妖術使いのような芸人になりたいと思います。

旭堂 南半球 ぎょくどう

昭和五十一年(一九七六)芦屋市出身。在任。本名・原賀 玲(はらが あきら) 講師。平成十一年(二〇〇〇)、旭堂小南陵氏に入門。現在、関西を中心に活動。『太閤記』『難波戦記』などの古典上方講演を継承するが、地元にもつわる新作講演や、SF講演、ガンダム講演、ゲーム講演などの新境地の開拓にも力を入れている。

本年四月には、戦国時代の桶正成と足利尊氏の打出合戦をテーマとした新作講演を披露。次回「講演茶屋亭」は、七月三十一日(土)午後六時三十分から。

## 国道43号沿道に「広場」5カ所がオープンしました

問い合わせ 公園緑地課 ☎38-2065

市では、国道43号沿道の土地を環境改善・防災機能向上のため、国土交通省が環境防災緑地として買取り整備を行っています。このたびその内5カ所の整備が完了し、一般開放しています。ご利用ください。



## 阪神間都市計画事業「芦屋西部第二地区震災復興土地地区画整理事業」事業計画変更案(第4回変更)の縦覧

この変更案に意見のある利害関係者は、縦覧開始日から7月29日(木)までに兵庫県知事に意見書を提出することができます。

縦覧期間 7月2日~15日(土・日曜日実施) 午前9時~午後5時15分

縦覧場所 市役所仮設庁舎 都市整備課

問い合わせ 都市整備課 ☎38-2124(精道町8-33 消防署南東隣)

## 障害者福祉サービス「支援費制度」の活用を

問い合わせ 障害福祉課 ☎38-2043

支援費制度は、障害のある人の自己決定を尊重し、利用者本位のサービス提供を基本に、事業者との対等な関係に基づき、障害のある人自らがサービスを選択し、契約によりサービスを利用する仕組みです。「支援費制度」に移行して1年が経過しましたので、利用状況を報告します。

### 平成15年度の利用状況(居宅サービス)

	身体障害者		知的障害者		児童	
	利用実人員	延べ回数	利用実人員	延べ回数	利用実人員	延べ回数
居宅介護	37人	6,095	9人	1,160	14人	1,907
短期入所	2	21	25	392	11	351
デイサービス	3	115	8	1,208	24	2,599
地域生活援助	—	—	2	20	—	—

### 平成15年度の利用状況(施設サービス)

身体障害者施設	入所	20人	通所	1人
知的障害者施設	入所	67人	通所	30人

### 支援費制度 Q & A

- Q 支給期間の途中で支給量の変更はできますか?  
A 身体の具合や家庭の状況が変わったことで、支援の内容の見直しが必要になった場合など、支給期間内でも、変更の申請をすることが可能です。変更申請を申請し、再度調査を受けていただき、支給の決定をします。
- Q 転居する場合は、どうしたらよいのですか?  
A 転居する場合は、市に届出が必要です。市外に転居される場合は、サービスを継続利用できるように、転居先の市町と調整をする必要があります。事前に受給者証や障害者手帳を持って、市にご相談ください。
- Q ホームヘルプサービスを利用する際に、Aの事業者とBの事業者の両方の事業者を利用することは可能ですか?  
A 可能です。決定された支給量の範囲内であれば2つの事業者と契約し利用することができます。
- Q 介護保険サービスを利用している場合でも、支援費制度は利用できるのですか?  
A 在宅サービスでは、介護保険制度が優先されますので、支援費制度は利用できません。
- Q サービスを利用する際に、身体障害者手帳・療育手帳は、必ず必要なのですか?  
A 居宅サービスのうち、児童のデイサービスの場合は手帳が必ず必要ではありませんが、その他のサービスでは必要です。
- Q 市外の事業者も利用できるのですか?  
A 兵庫県、神戸市の指定を受けている事業者であれば利用できます。

## 空地の緑化活動に助成します

県では、被災地のまちの景観に賑わいを取り戻すため、当面利用計画がない空地を緑化する活動に助成します。

対象 10人以上の住民団体または土地所有者  
助成額 地盤整備費・上限100万円  
園芸資材費・上限100万円

問い合わせ  
ひょうごまちづくりセンター ☎078-367-1263

## 夜間(17:00~9:00)水道修理工事当番表【7月】

水道の修理は「芦屋市指定水道工事事業者」へ

平日の昼間は水道部へお尋ねください。

土曜日・日曜日・祝日は市役所(☎31-2121)へお尋ねください。

夜間の修理は右の業者が待機しています。

問い合わせ 水道部工務課維持担当 ☎38-2083

店名	TEL	当番日
前忠工業(株)	31-8548	1、7、13、19
(資)神明商会	22-3565	2、8、14、20、26
中央水道工務所	22-3552	3、9、15、21、27
原田商会	22-0706	4、10、16、22、28
(有)大阪商会	32-6302	5、11、17、23、30
西岡設備工業所	22-6900	6、12、18、24、31
越智商会	22-3708	11、17、23、29

## “社会を明るくする運動” 市民の集い

~ふれあいと対話が築く 明るい社会~

日時 7月15日(木)午後1時30分~4時  
会場 ルナ・ホール  
内容 県警音楽隊の演奏  
講演「みんながって、みんないい」  
講師 村田博積氏  
(和歌山県人権施策推進審議会委員)  
手話通訳・要約筆記があります。  
託児は2歳以上対象(要予約)です。

問い合わせ  
保健福祉部総務課 ☎38-2113

## 三條あずさ 写真展

期間 7月5日~29日(土・日を除く)  
会場 女性センター

## 女性センター相談日

専門の相談員が相談に応じます(予約☎38-2022)  
女性の悩み相談<要予約>  
日時 毎週金曜日、午後1時~4時  
内容 夫婦・家族関係、心の悩みなど  
暴力(DV)に関する相談<要予約>  
日時 毎月第1水曜日、午後1時~4時  
内容 夫や親しい男性からの暴力(DV)  
問い合わせ 女性センター ☎38-2023